

諸税担当  
☎ 23-4811  
内線 1121  
FAX 22-4146

# くらしと市税

## 2006

# 国民健康保険税

国民健康保険税の納税通知書（本算定分）を

送付しました（8月14日）

### 納める人

国民健康保険に加入している世帯の世帯主です。世帯主が他の保険に加入していても、その世帯に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。

### 異動の手続きは忘れずに!!

国保加入の手続きが遅れると、資格の発生した月までさかのぼって計算されます。（最高3年）  
他の保険に加入した場合は、資格喪失の届出をお願いします。

### 納め方

8月から翌年3月までの8回で、本算定により確定した年税額から暫定税額（4月～7月までに納めていただいた税額）を差し引いた額を納めていただきます。確定した年税額より暫定税額の方が多かった場合は、差額分をお返しします。口座をご連絡ください。  
8月以降に国保加入の手続きをされた場合、手続きをした翌月に納税通知書が郵送されます。（納める回数が変わります）

納税には、便利な口座振替をぜひご利用ください。手続きは、税務課、各支所、金融機関、郵便局の窓口でできます。



手続きはお早めにお願います。

～職場の健康保険の加入者以外の人を対象として、  
安心して医療等が受けられるように納めていただくものです～



## 国民健康保険税の決め方

### ■『医療給付費分』保険税年税額＝①＋②＋③＋④… A

①所得割額 … (平成17年中の総所得金額－※33万円) ×7.0%

※平成17年1月1日現在65歳以上で、公的年金等があった方は33万円が46万円となります。

②資産割額 … 平成18年度の固定資産税額×25%

(土地・家屋に係る分で、都市計画税は除きます)

③均等割額 … 加入者一人につき18,500円×被保険者数

④平等割額 … 一世帯につき19,500円

▽課税限度額 … 53万円 (Aが53万円を超える場合は53万円です)

### ■『介護納付金分』保険税年税額＝⑤＋⑥＋⑦＋⑧… B

⑤所得割額 … (平成17年中の総所得金額－33万円) ×1.2%

⑥資産割額 … 平成18年度の固定資産税額×7.6%

(土地・家屋に係る分で、都市計画税は除きます)

⑦均等割額 … 加入者一人につき5,300円×被保険者数

⑧平等割額 … 一世帯につき4,100円

▽課税限度額 … 9万円 (Bが9万円を超える場合は9万円です)

#### 《年税額》

● 介護第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の加入者がいる世帯＝ A + B

● その他の世帯＝ Aのみ



①健康保険加入者の3親等以内の親族  
②年収(遺族年金・障害年金を含む)が  
60歳未満なら130万円未満  
60歳以上なら180万円未満  
であるとき

あなた家族の扶養になれませんか？  
国保は一般的に自営業の方や退職された方等職場の健康保険に加入していない方、または収入等の条件により健康保険加入者の扶養になれない方が加入するものです。次に該当する方は職場の健康保険に加入している家族の扶養になれる場合がありますので、勤務先の保険担当者に相談してみてください。

#### 納期限

第1期 5月1日(月)	第7期 10月31日(火)
第2期 5月31日(水)	第8期 11月30日(木)
第3期 6月30日(金)	第9期 12月25日(月)
第4期 7月31日(月)	第10期 1月31日(水)
第5期 8月31日(木)	第11期 2月28日(水)
第6期 10月2日(月)	第12期 4月2日(月)

#### ～口座振替をご利用の方～

◎全期分を一括納付する方法を選択されている方へ

#### 2回目の振替となります

振替日		振替期別	備考
1回目	第1期 (4月)	1期から4期分 (4月) (7月)	暫定課税分
2回目	第5期 (8月)	5期から12期分 (8月) (3月)	本算定分